

Ⅱ ち直りを考えるJR東のちから～保護の取組～

互助



栃木県内は、
13の保護区
に分かれて
います。

保護司の主な活動は、保護観察、生活環境の調整、犯罪予防で、研修等にも参加しています。また、活動に際しては、保護観察官と協力し任にあたっています。なお、栃木県(宇都宮地方裁判所管)内を管轄しているのは、宇都宮保護観察所です。一部の事業については、更生保護女性会や雇用主会(22社)と連携協力し実施しています。
雇用主会とは、保護対象者を雇い入れ、社会復帰を支援している組織です。



【問合せ先】社会福祉課 ☎0285-32-8899
宇都宮保護観察所(宇都宮市小幡2-1-11) ☎028-621-2391

保護司法に基づき県の区域を分けた管轄区があり、下野市は下野行政区分に含まれます。

▶ 下野保護区 → 下野市分区
→ 上三川町分区
→ 壬生町分区

JR東の目 ② 社会を明るくする女性のちから～更生保護女性会の取組～

互助



青少年の犯罪が相次ぎ、それを更生保護女性会は、その発展に寄与する女性が加入で古里住家相談で、一緒に活動する方を探募しています。



【問合せ先】社会福祉課 ☎0285-32-8899

ダルクの女性による
琉球太鼓の演奏



つながッテルね！
条例6条

(情報提供)

議会及び市は、その保有する情報について市民との共有財産であるとの認識に立ち、積極的に、かつ、分かりやすく市民への情報提供に努めるものとする。